

沿岸広域振興局長告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成22年11月9日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 路線名 安家玉川線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 下閉伊郡岩泉町安家字茂井12番5地先から2番2地先まで
 - (2) 下閉伊郡岩泉町安家字茂井国有林12林班い小班地先内
 - (3) 下閉伊郡岩泉町安家字茂井国有林12林班へ小班地先内
- 3 供用開始の期日 平成22年11月9日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - (2) 期間 平成22年11月9日から同年12月9日まで